

## 福生青年会議所 運営規定

### 第1章 目的

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織、運営等に関する事項を規定するものである。

### 第2章 役員の任務

第2条 本会議所の役員は、定款の定める事項の他、次の任務を有する。

#### 1. 理事長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。
- (2) 日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会議所の有する表決権の行使及び意見の発表を行う。

#### 2. 直前理事長

毎回、理事会に出席し、意見を求められたとき理事長経験を生かし、所務、その他について必要な助言をする。

#### 3. 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。
- (2) 各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整を図る。

#### 4. 専務理事

理事長及び副理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の運営ならびに対外的な活動のため一体となって努力し、財務を統括する。

#### 5. 財務理事

専務理事との連絡を密にして本会議所の財務一般をつかさどる。

#### 6. 理事

- (1) 理事は、本会議所の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つその成果を確認して、議事録または報告書を理事長に提出する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義の生じた場合は、理事会の決定にしたがう。

#### 7. 監事

監事は本会議所の業務及び財産状況を監査し、必要あるときは理事長に報告書を提出しなければならない。監事は他の職務を兼務することが出来ない。

### 第3章 出席

#### 第3条

- (1) 3ヶ月ごとに正会員の出席率を発表し、年間実質出席率を発表し、年間実質出席率の最低限界を30%とし、理事会の議を経て本会議所定款の定めるところにより除名される。  
但し、当該会員は理事会において弁明の機会を与えられる。  
実質出席率とは、総会、例会、委員会全体行事の出席率をいい、役員の場合は、理事会、新入会員の場合はオリエンテーションの出席率を含む。
- (2) すべての会合において欠席、遅刻、早退する場合は、必ず届け出ること。
- (3) 理事長が委員会に出席した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて出席率を算出する。
- (4) 副理事長が担当委員会に出席した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて出席率を算出する。
- (5) 下記の会合にあらかじめ届出て出席した会員は、出席した旨を理事長宛文章で報告した場合、要出席回数及び出席回数に各1回を加えて、報告書の受理されたときに出席率を算出する。  
ただし、主催者側もしくは当該委員長の承認印を必要とする。

##### 1) JCI会議

- 2) 全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック会員大会。
- 3) 各地 J C の認証証伝達式及び記念式典。
- 4) 会員会議所例会
- 5) 数日間に亘って開催される会合は 1 回として扱う。
- (6) 病気（要医師の診断書）及び海外出張のため、長期間に亘り出席不可能な場合は休会として出席の義務を免除する。ただし、休会届を理事長宛に提出し、受理された日より休会扱いとする。
- (7) J C 関係の公務のためにあらかじめ届け出て総会、例会、委員会及び理事会に欠席した場合は出席したものと扱う。
- (8) 正会員はすべての会合に出席する際には正服を着用し、J C バッチを佩用しなければならない。（但し、7・8・9月の会合で上衣を使用しない場合はこの限りではない。）
- (9) 会合の出席は規定用紙に署名することを原則とする。

#### 第4章 例会、定例理事会

第4条 例会は原則として毎月第2木曜日に開催する。

但し、当日が祭日となった場合、当該月の前月以前の理事会において決定する。

(2) 例会の運営については少なくとも前月の理事会において承認を受けなければならない。

第5条 定例理事会は原則として毎月第3木曜日に開催する。

別に必要のある時は、理事会の承認を経て曜日の変更をすることができる。

第6条 定款第40条に基づき、事業委員会、研修委員会、総務広報室の各委員会・室および執行部会議を設置する。別に必要のあるときは、理事会の承認を経て特別委員会を設置することができる。

第7条 委員会には委員長1名、副委員長1名以上2名以内及び委員若干名を置く。

委員長は理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

副委員長並びに委員は、正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。

第8条 各委員会・室の職務分掌は、次の通りとする。

(1) 1. 事業委員会

①社会開発運動を目的としたまちづくり事業の企画・運営。

②継続的な市民討議会の開催。

③わんぱく相撲の開催。

④福生市担当

2. 研修委員会

①リーダーシップ開発を目的とした人間力向上に資する事業の企画・運営。

②新入会員のオリエンテーションに関すること。

③全会員間の親睦を深める事業の企画・運営。

④羽村市担当

3. 総務広報室

①室長の指揮のもと事務局として務めること。

②定款諸規定に関すること。

③広報活動全般の企画・運営・管理。

④広報誌の製作・編集・発行。

⑤総会、理事会、例会における議事録、記録の作成、保管、管理に関すること。

⑥総会における運営に関すること。

⑦会員の名刺及び名簿の作成・完備。

⑧慶弔に関すること。

⑨事業計画・事業報告・収支予算・決算等の諸会議議案書の保管。

⑩会員の入退会に関すること。

⑪日本青年会議所等への事務手続き（会員の入退会手続きを含む）に関すること。

⑫日本青年会議所はじめ青年会議所関係機関との連絡調整。

⑬その他渉外に関すること。

⑭瑞穂町担当

(2) 各委員会・室共通の職務は、次の通りとする。

- 1) 新入会員の指導・育成に関すること。
- 2) 会員拡大に関する情報の収集と活動。
- 3) 各委員会の円滑な運営を努めると同時に、委員会間での連携を図ること。
- 4) 各種通達事項周知への協力。
- 5) 地域社会との交流、協働を図ること。
- 6) 3LOM合同事業担当。
- 7) 事務局の整備、物品・備品の購入・保管・管理に関すること。
- 8) 地域の美化活動を実施すること
- 9) 地域の青少年の育成に関する事業の企画・運営。

10) 理事会における議事録の作成を持ち回りで行なう

11) 総会の設営に積極的に取り組むこと

(3) 執行部会議の職務分掌は、次の通りとする。

- 1) 各委員会の実施する事業への助言。
- 2) 委員会の運営状況を把握すること。
- 3) 必要に応じ委員会間の連携を調整すること。
- 4) 必要に応じ委員会運営をサポートすること。
- 5) 全会員のJC運動に対するモチベーション向上に資すること。

## 第5章 褒賞

第9条 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体及び委員会を褒賞規定に従い、褒章特別委員会が選考し、行う。

第10条 (削除)

## 細則

第11条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

## 附則

本規定は、1978年8月20日より施行する。